

平成20年5月21日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成20年5月21日
開会 10時59分 閉会 11時54分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 6名
委員長 中野敏勝
委員 藤原 孟 増田武夫 牧野茂敏
永井繁樹 杉坂達男
議長 古川 稔
- 4 欠席委員 杉山晴夫
- 5 傍聴者 中橋友子 谷口和弥 野原恵子 斉藤喜志雄 前川敏春
前川雅志 芳滝 仁 乾 邦廣 千葉幹雄 十勝毎日新聞社
- 6 事務局 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 国安弘昭
- 7 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一
民生部長 新屋敷清志 町民課長 田村修一
税務課長 姉崎二三男 国保医療係長 白坂博司
住民税係長 佐藤展子
- 8 審査事件 議案第44号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 9 審査結果 原案を「可」とすべきものと決した。
- 10 審査内容 別紙

委員長 中野敏勝

◇ 審 査 内 容

(10:59 開会)

○委員長（中野敏勝） ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

○委員長（中野敏勝） これより議事にはいります。

議題につきましては、先程、本委員会に付託されました議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査であります。

それでは本委員会に付託されました、議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提出者の説明を求めます

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

なお、先ほど本会議におきまして、高橋副町長から提案の理由をご説明させていただいた通りであります。文章表現ではわかりづらい部分もあると思いますので、私からは概要について図及び表などを用いてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、議案第44号の資料、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をご覧ください。

初めにこの表の構成についてであります。一番左の欄が改正項目で本条例の改正条文に対応しております。

次の欄の関係条項欄につきましては、地方税法等、根拠法令等を記載しております。

次の欄は、改正の内容で、図や表により説明をさせていただきたいと思っております。

次の欄は、適用年月日、一番右の欄は適用として、参考となる事項を記載しております。

それでは、改正項目ごとに説明させていただきます。

改正項目の1、国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額についてであります。条例では第2条第1項の改正で、地方税法第703条の4に基づくものであります。

改正の内容であります。後期高齢者支援金の創設に伴いまして、国民健康保険税をこれまでの基礎課税分の医療分と介護納付金分の2本立ての課税から、新たに後期高齢者支援金を加えた3本立てでの課税とするものであります。

図にありますように、平成19年度は基礎課税分に老人保健拠出金分が含まれておりましたけれども、平成20年度からは、その分はなくなりまして、新たに後期高齢者支援金分が創設されるものであります。

なお、税率につきましては後ほど説明いたしますが、原則的に平成19年度分と20年度分を同じにしようとするものであります。

適用年月日であります。平成20年度からの国民健康保険税について適用するものであります。

次に改正項目の2、課税限度額の見直しについてであります。条例では第2条第2項及び第2条第3項の改正で、地方税法施行令第56条の88の2に基づくものであります。

改正の内容であります。国民健康保険基礎課税額限度額を47万円、後期高齢者支援金等課税額限度額を12万円とするものであります。

図にありますように、介護納付金課税限度額9万円は据え置きとなりますが、基礎課税分の限度額につきましては、平成19年度が56万円であったのを平成20年度は47万円に9万円減額することとしまして、新たに後期高齢者支援金分の限度額を設け、額を12万円とするものであります。

このため合計しますと、平成19年度の課税限度額は65万円であったのが、平成20年度の課税限度額の合計では68万円となるものであります。

適用年月日であります。平成20年度からの国民健康保険税について適用するものであります。次に2ページになります。

改正項目の3、国民健康保険税税率の改正についてであります。条例では第3条から第10条までの改正になります。

改正の内容につきましては、1の基礎課税額医療分の表及び2の後期高齢者支援金等課税額新規の表の太枠の部分、改正欄b欄のとおりとするものであります。

なお、税率につきましては、1表、2表の両方を足して1表の現行a欄と同じ率になるようにするものであります。所得割につきましては、現行a欄が8%のところを、1の表の医療分を6%とし、2の表の後期高齢者支援金を2%とするということで、合計では8%となるものです。

以下、資産割が現行10%のところ医療分を7.5%、支援金分を2.5%、均等割が現行2万9千円のところ医療分を2万3千円、支援金分を6千円、平等割が、現行3万5千円のところ医療分2万8千円の支援金分7千円とするものであります。

なお、こめ印にありますように、これに伴いまして17年の9月定例会において議決されました旧忠類村地域の被保険者への国民健康保険税基礎課税額税率の特例につきましても、合わせて改正するものであります。その分につきましては後ほど改正項目9番のところでも出てきますので、そこで説明させていただきます。

適用年月日は平成20年度からの国民健康保険税について適用するものであります。

改正項目の4、国民健康保険税平等割額の軽減についてであります。条例では第6条及び第10条の改正になります。地方税法では第703条の4第11項及び第20項になりますが、改正に内容については、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行のよりまして、国保単身世帯となる場合、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国保単身世帯のものの基礎課税額分及び後期高齢者支援金に係る平等割額を5年間半額とするものであります。つまり、上の二つの表にあります平等割の額が半額となるものであります。

また、こめ印にありますように、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者を特定同一世帯所属者と呼んでおります。

また、この特定同一世帯所属者と同一世帯に属する国保単身世帯を特定世帯と言っております。

次に3ページをご覧くださいと思います。

こめ印にありますように、介護分につきましては特定世帯の定義上影響が出ないため軽減の対象外となっております。

なお、只今の軽減措置につきまして、図で説明いたしますと、現行、夫、妻ともに国保で、国保被保険者が2人であったところ、改正後は夫が後期高齢者で妻が国保になりまして、国保の被保険者は一人になりますが、この場合は図でいきますと、現在、現行では国保、夫の均等割と国保妻の均等割、さらに国保、平等割というふうにとっておりましたが、改正後は一番右の四角にありますように、夫は後期高齢者の均等割を納めることになりまして、このため妻はですね、真ん中の表にあります。国保均等割と国保平等割を納めることになりまして、二人から一人になるに伴いまして、平等割額も二人分払わなければならないことがないように、これを半分にしたいということで、軽減措置をする部分、ここを半額にするということでございます。

また、軽減措置、こめ印にありますように、軽減措置該当世帯は、半額した後にさらに7割、5

割、2割の軽減の判定をするものであります。

適用年月日であります。平成20年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

次に改正項目の5、国民健康保険税における特別徴収の実施についてであります。

条例では第19条から第25条までで、地方税法では第706条第2項及び第3項になります。

改正の内容は、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上、75歳未満である世帯について、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合は、平成20年の10月から国民健康保険税の特別徴収を行うとするものであります。

対象者ですが、次のいずれも条件を満たす者ということで、まる1、まる2にありますように、まる1では年金年額18万円以上の年金を受給している者、まる2では国民健康保険税と介護保険料との合計額がこの年金額の2分の1を超えていない者ということであります。

適用年月日であります。平成20年の10月から実施するものであります。

まだ概要欄にありますように、現在、介護保険料については、65歳以上の第1号被保険者でありまして、年額18万円以上の方については、特別徴収を実施しているところであります。

次に4ページをご覧ください。

地方税法施行令の第56条の89の2第3項関係になります。こめ印にありますように、災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるもの、その他、政令で定めるものとして、特別徴収の対象外ということで判断基準が示されております。

ここに4つほどありますが、先ず一つ目では、滞納がなく口座振替による納付を継続しているもので、今後も確実な収納が見込めると町が判断した場合は、特別徴収の対象外とできるとするものです。

また、二つ目では、75歳到達まで2年未満である場合によって、普通徴収の方法でも確実な収納が見込まれる場合はと、それから3番目では、75歳到達年度の徴収について、全額普通徴収の方法による方が徴収事務等、円滑に遂行できると町が判断した場合、4つ目では年度途中で、国保税が増額した場合、これは増額分も含めた当該年度分の国保税全額を普通徴収にすることが適当であると町が判断した場合、このことなどが特別徴収の対象外として示されているところであります。

次に地方税法の718条の8では、年度の途中で世帯主が65歳到達により特別徴収の対象となった場合の、特別徴収の開始時期を規定していますが、この表にあるとおり、徴収時期を定めるものであります。

詳細については、省略させていただきますが、次に5ページをご覧ください。

改正項目の6、国民健康保険税の減額であります。

条例では第26条になります。地方税法では第703条の5第1項、地方税法施行令では第56条の89関係になります。国民健康保険税の軽減を受けている世帯について、国保から後期高齢者医療制度への移行により、世帯の国保被保険者が減少した場合でも、5年間は従前と同様の軽減措置を適用する経過措置を創設するものであります。

つまり、国保税の軽減につきましては、世帯の人数などによりまして、算定割合に影響が出ますが、国保から後期高齢者医療制度へ移行したものは引き続き軽減判定人数に含めるということで、従前と変わらない軽減措置を受けられるようにするものであります。

また、基礎課税額の医療分及び後期高齢者支援金等に係る均等割額と平等割額について、7割軽減、5割軽減、2割軽減のそれぞれの額をこの表のとおり定めるものであります。

また、これに伴いまして、平成17年9月定例会において議決された、旧忠類村被保険者の国民健康保険税基礎課税額、税率の特例についても併せて改正するものでありまして、その分については後ほど改正項目10の中でご説明をさせていただきます。

適用年月日は平成20年度からの国民健康保険税に適用するものであります。

6ページになります。

改正項目の7、2割軽減の職権適用についてであります。

条例では第26条になりますが、これまで国民健康保険税の2割軽減を受けるには、世帯主からの申請が必要でありましたが、この申請手続きを省略し、職権で軽減しようとするものであります。

適用年月日は20年度からの国民健康保険税について適用するものです。

次に改正項目の8、国民健康保険税の減免の創設であります。

条例の第29条第1項になりますが、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、被用者保険、社会保険等の被用者保険から、後期高齢者医療制度に移行することになりまして、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となったものについて、2年間は後期高齢者の医療制度と同じように、均等割額及び平等割額を半額として、かつ所得割額及び資産割額については課税しないということとするものであります。図で説明させていただきたいと思いますが、例として夫婦二人世帯のことをかいておりますが、夫が75歳で社会保険の被保険者でありました。妻も70歳で夫の社会保険の被扶養者であったものとします。

一つ目では夫が社会保険の被保険者で保険料を負担しておりました。妻はその扶養者でございましたので、保険料の負担はありませんでした。

このことにつきましては、二人とも社会保険の方を脱退することとなります。

右の夫の方になりますと、今度後期高齢者の医療制度の方に加入することになりまして、保険料については均等割と所得割を後期高齢者の方で負担することになります。

それに伴いまして、妻の方は国民健康保険の方に加入しなければならなくなりまして、その分、均等割とそれから平等割を納めることになりまして、その分については半額にしようということで、2年間は半額にしようとするものであります。

適用年月日については、平成20年度からの国民健康保険税について適用するものであります。

参考にありますように、地方税法第717条で、市町村の条例により減免ができるという規定が定められておりまして、なお、先ほどの改正項目7と同様に、この対象者につきましては町において確認を行って、職権で決定することができることとしまして、個々からの申請は必要としないとここでもするものであります。

次に7ページになります。

改正項目の9、旧忠類村地域の被保険者における基礎課税額にかかる経過措置の改正、条例の附則第5項になりますが、先ほど改正項目3のところでも申し上げましたけれども、旧忠類村地域の国民健康保険税税率を改正するもので、次の1の基礎課税額医療分の表及び2の後期高齢者支援金の表の改正案bのとおり改正するものであります。

介護納付金分は据え置きということになりますが、なお、改正項目3と同様に現行a欄と改正案b欄の合計の税率を同じようにするものであります。

また、7ページ一番下の表のとおり、医療分の税率につきまして経過措置を改正するもので、平成23年度からは幕別地域の税率と同様にするものです。それまでの経過措置をこのようにするものです。

次に8ページになります。

改正項目の10、旧忠類村地域に係る基礎課税額の軽減に係る経過措置の改正であります。

条例では附則第6項になりますが、先ほど改正項目の6でも説明させていただきましたとおり、7割、5割、2割の軽減額の次のとおりそれぞれ定めるものであります。また、その次の下の表のとおり、法定軽減額に係る経過措置につきましても、このように改正するものであります。

次に改正項目の11、病床転換支援金等に係る特例であります。条例は附則の第7項になりますが、地方税法では附則第38条の3の関係であります。

改正の内容であります。後期高齢者支援金等課税額に病床転換支援事業に要する経費を含めるものであります。

平成20年度分から平成24年度分までの国民健康保険税について適用するものであります。

適用欄のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律に規定されているものであります。

次に9ページになります。

改正項目の12、平成18年度及び平成19年度の課税特例の削除になります。

条例では旧附則第7項から第11項までで、地方税法では附則第35条の5になります。

改正の内容であります。平成18年度、19年度の所得割額の算定の基礎において、経過措置として適用していた公的年金控除の見直しに伴う激変緩和措置の廃止ということになりますが、網掛けの部分、公的年金等特別控除としまして、18年度は13万円、平成19年度は7万円となっております経過措置を廃止するものであります。

また、18年、平成19年度の軽減判定基準において、経過措置として適用していた公的年金等控除の見直しに伴う激変緩和措置の廃止になりますが、ここも同じく網掛けの部分の公的年金等特別控除、18年度13万円、19年度7万円となっております経過措置を廃止とするものであります。

適用年月日は平成20年度からの国民健康保険税について適用するものであります。

適用欄の参考になりますけれども、これは平成16年度の税制改正で、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律で、これは平成16年の4月1日に施行されたものの一部を、この部分で廃止するものであります。

次に改正項目13、上場株式等に係る配当所得に係る特例であります。

条例では附則第13項、地方税法施行令第18条の9及び附則第11条第2項関係になります。

改正の内容は、所得割の算定に係るものであります。上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税制度の創設に伴いまして、申告分離課税方式を利用した場合は株式等譲渡所得との損益通算後の所得を所得割算定の基礎とするものであります。

適用年月日は、平成22年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、これより議案第44号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） 何点かお伺いしたいんですが、今度のこの条例改正で大きく3つほどの改正があるわけですが、一つは限度額の引き上げ、総額3万円の引き上げになる点と、それからもう一つ、年金からも天引きとこの二つが大きな問題になるというふうに思うのですよね。

お聞きしたいのは、今度の改正で、改正後と前で個人負担が医療分と同じなるように設定すると、

こういうことで、なったわけですがけれども、平成19年度と平成20年度で、老人保健の拠出金とそれから後期高齢者支援金充てられる予算の拠出する金額ですね、これはどのように変わるのか、大体同じ額になるのか、その国保として支出する金額がどのように変化するかをお聞きしたいのが一つと、それから、平成20年度から後期高齢者支援金を拠出するわけですが、その算出基準ですね、どういう形で算出の額が決められていくのか、その算出の基準を教えてくださいというふうに思います。

もう一点は、今度、最高限度額が総額3万円引き上げられるわけですが、そうした場合、最高限度額を負担することとなる人数ですね、世帯数といいますか、それをどのくらいになるのか、それから、資産割とかそういうものがあるので、明確にきちっとでないわけですが、そうした最高限度額を納める人の所得はどのくらいの人たちが、そういう最高限度額に納めることになるのか、そのへん。それから、3万円の引き上げにあるわけですが、その引き上げない場合と引き揚げた場合よる税収の総額、増収になる分のね、総額がどのくらいになるのか、先ずその点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 初めに平成19年度と20年度、老健拠出金と後期高齢者支援金の額というところでございます。

平成19年度の老人健拠出金につきましては5億7千6百万、20年度の後期高齢者医療の支援金分につきましては、3億3千9百万という状況でございます。

次に、支援金の算出基準でございますが、これは後ほど説明させていただきます。

その前に限度額をオーバーする方々、世帯の所得のラインということでございますが、平成20年度のこの今回、改正案をお示しした内容でございますと、先ず医療分につきましては、所得が700万円以上の方、所得が700万円以上の方は超過すると。支援金分につきましては、所得が510万円以上の方が超過するという資産になっております。

なおですね、忠類分につきましては、忠類地域分につきましては、医療分がおよそ820万円以上の方、所得で医療分が820万円以上の方が超過すると。支援金分につきましては所得で600万円以上、これは大体およそとでございます。ただしですね、これは資産割を加味しておりません。資産割を加味していないで、しかも家族4人の場合と、標準的な家族ということで、私どもで資産した場合にこのような数値となっております。

次にですね、この限度額を上げることによってどれくらい税収が伸びるかということでございますが、これはおよそ240万円程度伸びます。

支援金の算出基準ということでございますが、これは前年度の人数に、対象者の人数に単価がおよそ3万8千円をかけた金額が支援金と。これにつきましては、全国ベースで国の方で試算しておりまして、それが町に示されるという形になっておりまして、それに従って幕別町は支援金を拠出するという形になります。

限度額の超過する人数ということでございますが、改正案におきまして、医療分につきましては227世帯、支援金分につきましては331世帯という状況でございます。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） そうしますと、支出する金額というのは老人保健拠出金よりも、だいたい2億3千3百万少なくなるわけですね、そのことを考えますと、今度の二つに分けて医療分と後期高齢者支援、二つに分けて賦課するわけですが、それは平成19年度までと比較して、負担増

とならないように医療分と支援分の合計が昨年度の医療分と同じになるような方針で設定しているわけですよね、しかも支援金部分の負担が2億何がし、2億以上減るということになれば、限度額を引き上げる必要は全く出てこないのではないかと、昨年度と同じように設定するという方針とも矛盾するのではないかと、3万円の限度額を引き上げる必要はないのではないかと、そのように考えるわけですけどもいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ず老健拠出金の5億7千6百万と、この中には34%、国庫負担金が入っていますので、実質この納税者の方が負担する分は6割強ということ、ですから5億7千6百万円がそのまま全て納税者の方が負担しているというものではございません。

それともう1点は、今回、後期高齢者医療制度に移行することによって、75歳以上の国保の方、今まで19年度まで国民健康保険の被保険者であった方が、およそ2千7百名ほどいらっしゃいますが、その方が抜けるということによりまして、これまでは、老健拠出金はその方々も負担していたということ。大きい理由はこういうようなことで、5億7千6百万が3億3千9百万に減っているという状況でございます。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 今、国の負担金もある程度あるというお話でしたけど、そのことを考慮しても増えているわけではないわけですよね、それと、もう一つ、国保の滞納者の推移を見ますと、平成19年度の滞納者はそれ以前の滞納者の大体2.5倍くらいに、所得が4百万円以上の高額な者の滞納者も増えてきているんですよね、それは比較すると大体、平成18年度と19年度を比べると、4百万円以上の所得のある人の滞納が、2.5倍に増えているんですよね、そのことから考えますと、最高限度額を支払っている人たちも、農業者でありますとか、商工業者、先ほど所得の医療分で所得が700万円以上の人が該当するんだというお話でしたけど、しかしながらこれには資産割が含まれていないという話ですよね、ところが農業者だとか商売をしておられる人の資産割が加わってきたことを考えると、もっと所得が低くてもその最高限度額を支払わなければならない事態だと思うんですよね。しかも、先ほど言ったように、高額所得者の滞納が増えてきているという、そういうことも考えます。それと先ほど言ったように、平成19年度と同じ、基本的には同じ負担になるように考えたんだという、それらのことを考え併せますとね、しかも、これを引き上げなければ、その2百40万ほどですか、負担増になるということなんですけども、そうしたことを考え併せますと、やはり、昨今の農業経営だとかそういうことを考えますとね、限度額を払っている人たちの状況も決して安定した状況にないということなども加味しますと、やはり、限度額の引き上げは行うべきではないのではないかと思いますけれども、引き上げる根拠、国の方でいろいろ言っているようですけども、この3万円を引き上げる根拠をどう説明するのかお伺いします。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 引き上げる根拠ということでございますが、国の資産の中では限度額を超過する世帯が国保の全世帯の中で、およそ4%程度という見込みでこれまで設定してきております。今回、国全体の推計では、先ほど言いました、後期高齢者に移行される方がいらっしゃって、残っている方の所得が平均的に高くなるというようなこともあって、再度推計すると、3万円程度引き上げるとその4%程度になるということで、国は試算して引き上げております。根拠というのはそういうことでございます。

これを仮に限度額を引き上げないということになりますと、むしろ、所得の低い方、あるいは中

間層、こういうような方々に負担がかぶってくるということになると思っています。ですから、確かに、所属の高い方も大変だということがございますが、所得の高い方、もう少し出してくださいと、所得の低い方の負担を引き上げないようにという趣旨で3万円引き上げているというふうに考えています。

高額所得の方々、滞納者が多くなっているということでございますが、これはやはり所得が高いから、皆さんと同じ率で税がかかっているもの、所得が高いにも関わらず、滞納しているということは、これは、逆にいうと問題ではなかろうかと、私ども考えております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） ご承知のように国保の税金というのは所得に対する負担割合が、政府管掌の保険だとか組合健保よりも相当高いんですよ。そうした点でやはりなるべくそういうものを低く抑える努力をしていかなければならないと思うのですが、確かに限度額を引き上げていくことによって、若干下の所得の人にも影響がしてくるとは思うのですが、しかしながら先ほどのように、270万円というそういうことを考えれば、直接ね、そういうものが現時点で増収が240万円ですか、そのことを考えれば、直接下におっかぶせなくてはならない状況にはならないと思うのですよね、そうした点で、限度額の引き上げというのは、やはり再考すべきではないか、それは限度額は管内の町村でも据え置くといえますか、最高よりも下に設定している町村もあるわけで、それは十分に可能なことだということだと思いますので、そのようにすべきだと思います。

もう一点、年金からの天引きの問題ですよ、これはどうせ払わなければならないものだから、そのことは当然なんだという議論をする人もいます。しかしながら、やはり今日年金そのものが、国のあいゆう失態によってね、年金そのものがきちっと支払われていないと、このことが全く解決されていない状況の中で、こういうもの、介護保険のものもそうですし、今度の後期高齢者の問題もそうですけども、そこから有無を言わず引くことに対する該当者の怒りといえますか、そういうものは相当なものがあるんですよ、それで、北海道の連合ですとか、町村の役場の担当などにはいろんな問い合わせが来ていますけども、聞くところによりますと、一番多い問い合わせ、抗議が年金からの天引きの問題なんですよね、当然、自分の権利として年金をもらっているんですけども、それから、断りもなくみんなにですね引いていいですかと断っているわけでもないですよ、断りもなくそうした天引きをすることに対する、その怒りは相当なものですよ、しかもですね、これを政府与党の高齢者医療に関するプロジェクトチームというのが立ちあげられて、いろいろ検討しているんですけども、政府与党のプロジェクトチームでさえも、年金からの天引きの見直しをしたらどうかと、こういう昨日新聞では提言して検討していると。もちろん被扶養者の保険料負担だとか、70から74歳の窓口負担の増加の軽減をということも言っているんですけども、年金からの天引きの見直しも政府与党でさえ言い始めていると、こういう状況の中でね、やはり年金からの天引きを、今の時点でやることについては、これは高齢者、該当者はとても納得されないと思うのですよね、国の方でそういう方針を決めているといえればそれまでなんです、今は我々はこの法律ができるときから、こういう問題があるということで、2年前からね、こういうことをすべきではないと主張しているんですけども、そうした点で、やはりこれは高齢者も同意を得られないと思いますけども、その点についてはいかがですか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただ今の年金天引きの問題、私どもも窓口でいろいろ話を伺いますので、感情的なことは十分ご理解いたします。ただ、現在、法的に定められたものに基づいて私ども、条

例改正するというところで、消えた年金の問題ですとかそれとはまた、切り離して考えていただきたい。この年金の天引きの問題を含めまして、制度に関することは、今増田委員仰られたように国会で議論をされているところでございますので、私どもとしては、この場でその制度の良し悪し、どうするという点については、答えられるものではないというふうに考えています。

○委員長（中野敏勝） 増田武夫。

○委員（増田武夫） 天引きしなくてもいいのいろいろありますよね。引き落としにしている人だとか。そういうものもあるし、決められているもののほかにもね、ちゃんと自分は払っているんじゃないかと、銀行からの振り替えだとかにしていなくても、払っているひとはたくさんいるんですよ、そういう人たちには何故年金からの天引きを強行しながら、そういう振替だとか、そういう手続きをとったものにだけ、そういう措置をとる。これは不公平ですよ。そういうこともあるし、やはり年金からの天引きはすべきではないと、そのように思います。

○委員長（中野敏勝） 他に質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 質疑がなければ、議案第44号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方の退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（11：42 暫時休憩）

（11：43 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き再開いたします。

討論を行います。

先ず反対者の意見はありませんか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 今回の国保の条例の改正ですけれども、二つの点で反対だということで申し上げたいと思います。

今、質疑の中でも申し上げましたけれども、一つは基礎課税分を今度、基礎課税分と医療分ですね、後期高齢者支援金分のその二つに分けて課税することになるわけですが、その基本的な考え方として、昨年の負担と平成20年度の負担が負担増とならないような税金の掛け方をすると、このように方針のもとにしているわけですが、国の方針で最高限度額になる人が4%だと、そのへんで落ち着かせるんだという、そういう根拠のない基準をもとに最高限度額の合計額を3万円引き上げるような、そういう措置をとっているんですけども、これは先ほどの昨年度との負担が変わらないようにというそういう方針と矛盾する処置であって、やはり最高限度額が次々と引き上げられていくという、そういうことには賛成できないと、これが一点であります。

もう一点は、年金からの天引きでありますけれども、これはそうした断りもなく、そうしたものから、天引きするというこうしたことは、お年寄りの理解を得られないし、これは憲法にも違反する措置だということで、これには納得できないと、この2点をもって反対討論といたします。

○委員長（中野敏勝） 次に賛成者の意見を求めます。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 心から賛成するわけではないんですが、さっき言った240万、これが3万円負担することによって増えてくる。そしてこれが一つの健康保険税の中の財源として取り入れられていくということでもありますけれども、総体的には税負担は増えなくて、この限度だけ上げ

るということでありますので、高額所得者といいますか、そういう人に少し負担をして多く負担をしてもらおうという主旨であります。

私もこの一人なんですけども、これぐらいはいたしかたないのかなと、国民保険税全体を見渡して負担をしなければならないのかなと、そういうことが一つであります。

先ほどの年金からの天引きでありますけども、これは、既に国で始まっていることでもありますし、今、見直しもかけているというようなこともありますので、一自治体がですね、これをどうこうしながら条例にできないということも大変なことかなと思うので私はそういったことから賛成をいたしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） その他に反対の意見ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 反対の方が無いようですので、次に賛成の方の意見があれば伺います。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 行政側からの説明をいろいろ受けて理解をするところではありますが、今回、先ほどいろいろ言われているように、所得者に対する軽減措置の配慮、それと保険税の特別徴収ですね、それと算定方法の変更ということで、3つ大きなテーマがありますが、日本社会を見ても、長寿時代に対する医療制度を変えようということで、国が変えようとしている傾向の中で私たちは審査しているんですけども、考え方の立場がいろいろありますから、意見はそれぞれあるんでしょうけども、世代間の公平を確保するということは、やはり今後、当然必要となってくるでしょうし、ですから、保険料負担を現役世代4割、それと長寿世代が1割と、残りの5割を税金等で賄っていくというのが明確になっていくわけですよ、それと、長寿世代の中の高齢者を確保しようというのが、この法律の中にうかがえるんですけども、現実に長寿世代がおおよそ1千3百万人とされていて、このうち1千100万人がですね、国保を払っていた人だというふうに聞いています。

その中には例えば息子さんとかの扶養を受けてですね、年金を受けているんですけども、保険については息子さん達の方の保険でカバーされて、この負担が発生していなかったと、ここに一つの公平を、長寿世代に対する公平を図っていかうおと、これがあると。それともう一つ、地域間の公平、格差、これも大きなテーマになっているんだと思うのです。保険料のバラつきがかなりありますから、日本全体では5倍近くあるところもあるというお話も聞いていますから、これらについてもですね、こういった制度改正によって改正しようとすることは、私も理解をしますし、同意をします。こなんですが、ただ、先ほど出たやはり年金からの天引き、特別徴収ですね、これについては、いろいろ制度が変わる中で、この制度が問題になるから全部の改正を認めないということには、私は勿論ならないと思いますけども、かなり大きな問題があるだろうということで、一つ問題点はあるんですけどもね、概ねそういった国の大きな考え方を判断した場合については私は賛成していきたいなと思いますが、ただ、年金からの天引きというのはですね、かなり乱暴な徴収方法だという考え方がありましてのでね、これについて連合の考え方ですとか国の考え方もありますからね、それは要望とか意見も含めながらですね、それらに要望とか意見も含めながらですね、我々の立場の中で、訴えるものは訴えていかなきゃいけないと私は思っています。

全般的には賛成していきたいと考えています。

○委員長（中野敏勝） 他に反対の意見、ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 賛成の意見、ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） 他にないようですので討論を終わらせていただきます。

これより採決をいたします。

議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長（中野敏勝） 起立多数であります。

したがって、議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

これで議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査を終了いたします。

なお、本件の報告については、私が作成したいと思いますよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長（中野敏勝） それではそのようにさせていただきます。

以上で民生常任委員会を閉会いたします。

(11 : 54 閉会)